

## ■本資料のご利用にあたって(詳細は「利用条件」をご覧ください)

本資料には、著作権の制限に応じて次のようなマークを付しています。  
本資料をご利用する際には、その定めるところに従ってください。

\* : 著作権が第三者に帰属する著作物であり、利用にあたっては、この第三者より直接承諾を得る必要があります。

CC : 著作権が第三者に帰属する第三者の著作物であるが、クリエイティブ・コモンズのライセンスのもとで利用できます。

Ⓒ : パブリックドメインであり、著作権の制限なく利用できます。

なし : 上記のマークが付されていない場合は、著作権が東京大学及び東京大学の教員等に帰属します。無償で、非営利かつ教育的な目的に限って、次の形で利用することを許諾します。

- I 複製及び複製物の頒布、譲渡、貸与
- II 上映
- III インターネット配信等の公衆送信
- IV 翻訳、編集、その他の変更
- V 本資料をもとに作成された二次的著作物についての I からIV

ご利用にあたっては、次のどちらかのクレジットを明記してください。

東京大学 Todai OCW 学術俯瞰講義  
Copyright 2014, 長谷部恭男

The University of Tokyo / Todai OCW The Global Focus on Knowledge Lecture Series  
Copyright 2014, Yasuo Hasebe

## 憲法改正規定の「改正」

憲法 96 条を 96 条自身の定める手続に基づいて変更することは可能か？

Cf. 石川健治「あえて霞を喰らう」法律時報 85 卷 8 号

1. 妥当性(validity)と正当性(justification)の区別: 前者は、法規範が実定法として存在するか否かの問題、後者は法規範の定立が正当化できるか否かの問題。 Cf. ハンス・ケルゼン『規範の一般理論』

P: あらゆる窃盗犯は処罰されねばならない。

Q: トムは窃盗犯である。

R: トムは処罰されねばならない。

この「法学的三段論法」にあらわれる P と R は法規範ではなく法言明。

「法学的三段論法」の目的は、論理的推論ではなく、正当化。

S: 私はこの手紙をポストに投函しなければならない。

T: 私はこの手紙をポストに投函しなければならない、または、私は隣家に放火しなければならない。(A ならば、A または B: 添加)

憲法改正規定を当該規定の定める手続を経て変更することが可能かが問われるとき、問題となるのは変更後の改正規定の正当化。

## 2. アルフ・ロスの問題提起

Cf. 長谷部恭男「A.ロスの謎」芦部信喜先生還暦記念論集

96 条: この憲法は手続 V を通じて改正できる。

ここでいう「この憲法」は 96 条自身を含むか。含むとすると、96 条は以下のような一連の言明の連言に展開できる。

96 条： 憲法 1 条は手続 V を通じて改正できる、かつ  
憲法 2 条は手続 V を通じて改正できる、かつ  
憲法 3 条は手続 V を通じて改正できる、かつ・・・  
憲法 96 条は手続 V を通じて改正できる

ここに現れた「この憲法」も 96 条を含むと考えざるを得ない。  
⇒ 無限後退に陥る。自己言及する限りで意味内容が不確定となる。

H.L.A. ハートによる批判とロスの反論

ロスの関心が正当性にあるのに対し、ハートは妥当性に着目している。

3. ロスの問題提起の限界： ハートの批判を取り込む形で、ロスは改正規定のさらに上位に次のような最高規範 W があれば、改正規定の改正は可能だと考える。

W: 現在の憲法改正権者がその後継者を指定するまでは、現在の憲法改正権者に従え、後継者が指定されたならば、さらに後継者が指定されるまでは、その後継者に従え・・・。

こんな複雑な想定では、実定法規範の存在を根拠に、簡易かつ明瞭な形で新たな法規範の定立を正当化するという本来の目的が擦り切れる。

4. 改正要件緩和の実質的正当性

なぜ改正要件が厳格化されているか ⇒ 立憲主義の理念  
国民投票があるから構わないのか

5. むすび